

岩手県告示第 135 号

岩手県漁業調整規則（昭和 42 年岩手県規則第 31 号）第 52 条第 3 項の規定により、佐々木勝正に対し、振興丸（漁船登録番号 I T 2-3743）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成 20 年 3 月 24 日(月) 午後 2 時 00 分から
- 2 場所 宮古市五月町 1 番 20 号 宮古地区合同庁舎 3 階 第 5 会議室